

## 秋田市公衆浴場法施行条例に基づく衛生措置等の基準の特例

(趣旨)

第1条 秋田市公衆浴場法施行条例（平成24年秋田市条例第88号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例第2条第3号に掲げる浴場その他衛生上および風紀上支障がないと認める浴場について、条例第3条第9号、第18号および第20号に規定する基準に関し必要な特例を定めるものとする。

(条例第3条第9号に規定する基準に関する特例)

第2条 条例第2条第3号に規定する「常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。」により設置している非循環型で気泡発生設備等を用いない浴場において、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第3条第9号に適合しているものとみなす。

(1) 浴槽において、常時新たな浴槽水の供給により上部から溢水させるとともに、浴槽の底層水を常時排水するなど、浴槽水を滞留させない構造をもち、1日当たりの浴槽水供給量が浴槽容量を十分に超えている場合。

ただし、1週間に1回以上は完全換水による清掃消毒を行うこと。

(2) 地底、岩盤からの湧出による温泉を自然地形等の利用により使用する浴場で、完全換水することが困難な場合。

ただし、常時溢水等により清浄を保つこと。

(3) その他、施設形態、地形的状況等の特性により、これにより難しい場合であって、衛生上特に支障がないと認められる場合

(条例第3条第18号および第20号に規定する基準に関する特例)

第3条 浴場業を営む者は、次の各号の場合においては、条例第3条18号中出入口および浴室に関する基準並びに第20号に規定する基準によらないことができる。

(1) 家族風呂（家族が借り切りで利用する形態の公衆浴場をいう。）において入浴させる場合

(2) 一の浴室に入浴に介助を必要とする者およびその者を介助する者の

みを入浴させる場合

(3) 水着等を着用の上入浴させる場合

附 則

この特例は、平成25年4月1日から施行する。